

令和6年4月より、日常生活用具給付等事業の対象種目に

「正弦波インバーター発電機」「ポータブル電源(蓄電池)」を追加しました

市では令和6年4月から、人工呼吸器や電気式たん吸引器などの電気式医療機器を日常的に使用する在宅の障がい児者の方々を対象に、災害時に必要な非常用電源装置等の購入に係る費用を助成します。

申請方法等については下記をご確認ください。

対象となる方

在宅の身体障がい者（児）又は難病患者等で、人工呼吸器、ネブライザー、電気式たん吸引器、吸引吸入両用器等の生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を日常的に使用している者

対象種目・基準額・耐用年数

| 対象種目 | 基準額 | 耐用年数 |
|--|----------|------|
| 正弦波インバーター発電機 （ガソリン又はガスボンベ等で作動するもので、介護者が容易に使用し得るもの） | 121,000円 | 5年 |
| ポータブル電源（蓄電池） （蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介護者が容易に使用し得るもの） | 88,000円 | 5年 |

※いずれか一種類のみ給付可能（例 発電機と蓄電池併せて給付は不可）

【注意事項】

- ・疑似正弦波（矩形波、補正正弦波）の用具は補助の対象外です。
- ・購入用具の維持に関する経費（ガソリン、カセットボンベ等の購入費などを含む点検・整備費などの費用）については、補助の対象外です。
- ・市販の製品のほとんどが精密医療機器を使用した場合の「動作保証」を行っていませんので、ご注意ください。お使いの医療機器取扱業者に相談の上、製品をお選びください。
- ・当該補助により購入した用具の使用による医療機器の故障については、市は責任を負いかねます。